

第 8 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 2 5 日（木）午後 1 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 8 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

2	番	南	則	之
3	番	江 郷		弘
4	番	上 野	勇	樹
5	番	久 保	正	彦
6	番	野 呂 田	雄 一	郎
8	番	山 田		浩
9	番	背 尾	裕	典
10	番	立 川	久	彦
11	番	高 島	茂	和
12	番	鍋 山	洋	一

欠席者	1	番	武 良	敏 則
	7	番	青 木	義 春

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第3号 買入協議の要請について
- 議案第4号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第5号 農地転用事業変更計画承認申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主査 森川 真由美

議長 これより、第8回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は10名でございます。
武良委員、青木委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 山田 委員、9番 背尾 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第8回南幌町農業委員会総会は、1月25日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第8回南幌町農業委員会総会は、1月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和5年12月27日、第7回農業委員会総会を開催した。
令和6年 1月11日 南幌町新年交礼会に各委員出席した。
1月12日、利用調整会議・あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、3件でございます。

いずれも、再認定となり、認定年月日は令和6年1月24日、有効期限は令和11年1月23日までとなっております。

認定番号6の1の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号6の1の2、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号6の1の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**141経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出

があったので報告する。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇〇番の〇〇、畑で471㎡他計4筆ございまして、2,409㎡となります。届出をした日は、令和5年12月21日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第6** 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、
田で29,650㎡他計2筆ございまして65,253㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和6年1月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議
題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第7回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対
して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6
条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願
い、意見を求める。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果
につきましては、3件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、

〇〇 〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17, 384㎡他計7筆ございまして、48, 623㎡です。あっせん年月日は、令和6年1月12日。結果につきましては、成立です。

価格については、田10aあたり〇〇〇, 〇〇〇円、畑10aあたり〇〇〇, 〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、有限会社ライフです。

2件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町字幌向原野2210番の2、畑で2, 426㎡他計2筆ございまして、9, 447㎡です。あっせん年月日は、令和6年1月12日。結果につきましては、成立です。

価格については、田10aあたり〇〇〇, 〇〇〇円、畑10aあたり、〇〇, 〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇です。

3件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で922㎡です。あっせん年月日は、令和6年1月12日。結果につきましては、成立です。

価格については、田10aあたり〇〇〇, 〇〇〇円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇です。

いずれも、あっせん委員につきましては、7番 青木委員、8番 山田委員、9番 背尾委員となります。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようですので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で2, 220㎡他計3筆ございまして、67, 473㎡となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第9 議案第4号 農用地等のあっせん申出についてを議題**といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。
令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。
あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 207㎡他計2筆ございまして、1, 543㎡となります。
説明は以上でございます。

2番 議長 2番

議長 **2番 南 委員**

2番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、南 委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、1番 武良委員、5番 久保委員、9番 背尾委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第10** 議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書について。
農地法第4条第3項の規定に基づき、事業計画の変更に伴う意見書の提出を求められたので審議願ひ、意見を求める。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第5号について説明いたします。

本議案につきましては、昭和48年2月21日付農林省指令47構改B第249号で許可をした案件について、転用事業者及び事業計画を変更するものです。

別紙、資料1をごらんください、資料1につきましては、農地転用計画変更承認申請書でございます。記載の1につきましては、許可を受けようとする土地の表示及びその状況が記載されています。2では、変更前の転用計画の実施状況が記載されています。めぐりまして、3以降につきましては、今回の事業計画の変更にあたりまして、変更計画のできない理由や至った経緯につきまして記載がされています。

次に、資料2 事業計画変更意見書ですが、農地法事務処理要領で各要件が定められており、裏面の中ほど、検討事項の1番から5番の要件、及び6番 変更後の転用事業が北海道農地法関係事務処理要領の定めに基づく農地転用事業計画変更の承認に必要な要件をすべて満たしているものと考えます。

総合意見といたしまして、今回の変更申請は、北海道住宅供給公社の宅地造成事業の一部を南幌町が引き継ぐものであり、農地転用許可基準における立地基準が農業振興地域外の第3種農地であり、事業の確実性も南幌町が自ら行う事業であることから、変更計画の承認相当である内容で意見書を作成しております。

なお、本議案に関連して、この後の第6号議案において、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんのでこれより採決を行ないます。
お諮りいたします。議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見については、農地転用許可後の事業変更に係る意見

書のとおり承認相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は意見書のとおり提出することに決しました。

議 長 日程第 11 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
農地法第 5 条第 1 項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和 6 年 1 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 6 号について説明いたします。所有権移転によるものが 1 件でございます。
譲渡人は、札幌市〇〇区北〇条西〇丁目、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
譲受人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で 1 4 7, 0 2 7 m² 他 6 筆ございまして、1 8 3, 6 9 9 m² となります。申請理由については、南幌町においては、第 6 期総合計画（平成 2 9 年度から令和 8 年度）の産業経済分野で、「地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり」を掲げ、南幌町に適した業種の企業誘致や企業の育成に努めるとともに、商工会や工業団地企業協議会などの関係機関と連携して雇用の創出を図るとしているが、町内にある 2 つの工業団地はほぼ完売状態にあり、新たな工業系用地の確保が必要な状況となっています。このため、札幌市内中心部や新千歳空港のアクセスで地理的利便性が高く、さらには道央圏連絡道路南幌ランプに近い当該地に、工業団地を整備し企業の誘致を図るとともに、新たな雇用者のための居住の確保や通勤者の定住化を目的に良質な賃貸住宅を誘導することで、南幌町の新たなまちづくりを実現していく目的で、工業用地の造成及び宅

地造成を行うものです。

続きましてお配りしております、資料3 農地法第5条調査書について説明いたします。

1 立地基準の(1)農地区分は農用地区域外農地です。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についても全ての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類については、全て添付されております。

以上のことから転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題ないものと考えます。

なお、本議案につきましては、転用面積が4haを超えているため、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問を受けた後に、別紙4の農地法第5条意見書を付して北海道へ進達することとします。

説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

2 番 議長2番

議 長 2番 南 委員

2 番 この件について、航空写真による現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議 長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第6号 農地法第5条の規定による許

可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第12 議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が6件、利用権の設定が7件でございます。

初めに所有権移転について説明いたします。

整理番号5の1の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 515㎡他計10筆ございまして、109, 560㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の1の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で25, 913㎡他計2筆ございまして、47, 786㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の1の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては

は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で17,761㎡他計10筆
ございまして、63,011㎡となります。価格につきましては、
〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の1の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の
〇、田で17,384㎡他計7筆ございまして、48,623㎡
となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とな
ります。

整理番号5の1の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、
畑で2,426㎡他計2筆ございまして、9,447㎡となりま
す。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の1の6の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で922
㎡となります。価格につきましては、〇〇〇,〇〇〇円となりま
す。

続きまして、利用権の設定 賃貸借 整理番号5の1の1の借
り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手
は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,
865㎡他計2筆ございまして、45,434㎡となります。利
用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の1の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につしまし
ては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で10,392㎡他計1
7筆ございまして、86,883㎡となります。利用権の期間は、
令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の1の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につ

きましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で41,508㎡
他計8筆ございまして、114,382㎡となります。利用権の
期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転及び利用権の設定、整理番号5
の1の1から5の1の3につきましては、提案のとおり承認する
ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

整理番号5の1の4から5の1の5までにつきましては、農業委
員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めま
す。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5の1の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきまし
ては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,417㎡となり
ます。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間と
なります。

整理番号5の1の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で39,558㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。整理番号5の1の4から整理番号5の1の5までにつきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5の1の6の借り手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で2,996㎡他計7筆ございまして、25,521㎡となり

ます。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの１年間となります。

続きまして、利用権の設定 使用貸借 整理番号５の１の１の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、田で３３４㎡他計３筆ございまして、３，５９８㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定 整理番号５の１の６から使用貸借 整理番号５の１の１までにつきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第８回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第8回南幌町農業委員会総会は
只今を以って閉会といたします。

(午後 2時05分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番